

第 1 号議案

平成 2 9 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 4 号）

平成29年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度亀岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

638,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,975,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年12月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 9,698,210	千円 99,418	千円 9,797,628
	2 固定資産税	4,271,055	96,000	4,367,055
	3 軽自動車税	229,776	1,418	231,194
	7 都市計画税	208,557	2,000	210,557
13 分担金及び負担金		553,296	7	553,303
	2 負担金	552,145	7	552,152
14 使用料及び手数料		681,203	1,170	682,373
	1 使用料	329,504	1,170	330,674
15 国庫支出金		4,824,171	156,833	4,981,004
	1 国庫負担金	3,767,905	139,742	3,907,647
	2 国庫補助金	1,032,530	17,091	1,049,621
16 府支出金		2,817,557	108,056	2,925,613
	1 府負担金	1,458,668	67,304	1,525,972
	2 府補助金	1,132,622	24,606	1,157,228
	3 府委託金	226,267	16,146	242,413
18 寄附金		135,800	100,000	235,800
	1 寄附金	135,800	100,000	235,800
19 繰入金		1,324,316	50,000	1,374,316
	2 基金繰入金	1,276,730	50,000	1,326,730
20 繰越金		315,677	115,353	431,030
	1 繰越金	315,677	115,353	431,030
21 諸収入		336,410	3,863	340,273
	6 雑入	288,648	3,863	292,511
22 市債		4,555,000	3,600	4,558,600

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 市債	4,555,000	3,600	4,558,600
歳入合計		34,336,700	638,300	34,975,000

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3,732,209	千円 195,583	千円 3,927,792
	1 総務管理費	2,835,176	174,540	3,009,716
	3 戸籍住民基本台帳費	137,910	1,290	139,200
	4 選挙費	41,001	15,000	56,001
	7 環境交通対策費	324,775	4,753	329,528
	3 民生費		12,892,131	359,461
4 衛生費	1 社会福祉費	6,528,687	199,624	6,728,311
	2 児童福祉費	4,885,838	135,837	5,021,675
	4 災害救助費	5,002	24,000	29,002
		2,647,466	4,960	2,652,426
6 農林水産業費		1,311,384	11,801	1,323,185
	1 農業費	1,029,952	1,241	1,031,193
	2 農地費	170,951	4,960	175,911
	3 林業費	108,314	5,600	113,914
7 商工費		386,616	2,000	388,616
	1 商工費	386,616	2,000	388,616
8 土木費		5,399,989	33,353	5,433,342
	2 道路橋梁費	783,973	17,906	801,879
	4 都市計画費	4,312,597	4,447	4,317,044
	5 住宅費	216,820	11,000	227,820
10 教育費		2,315,048	23,407	2,338,455
	2 小学校費	690,746	15,681	706,427

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 280,755	千円 7,100	千円 287,855
	3 中学校費	280,755	7,100	287,855
	4 幼稚園費	169,034	9,967	179,001
11 災害復旧費	5 社会教育費	684,203	△9,341	674,862
		1,000	7,735	8,735
	2 公共土木施設災害復旧費	0	7,735	7,735
歳 出 合 計		34,336,700	638,300	34,975,000

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
選 挙 業 務 委 託 経 費	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	千円 1, 8 0 0
塵 芥 処 理 事 務 経 費	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	千円 3, 7 0 0
塵 芥 処 理 施 設 管 理 業 務 委 託 経 費	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	千円 2 9, 1 3 0
粗 大 ご み 運 搬 等 業 務 委 託 経 費	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	千円 5 0, 5 0 9
し 尿 収 集 運 搬 業 務 委 託 等 経 費	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	千円 4 8, 7 0 0
気 象 情 報 シ ス テ ム 雨 量 計 更 改 業 務 委 託 経 費	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	千円 6, 2 7 0

### 第3表 地方債補正

#### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生公共土木 施設災害復旧事業	千円 2,600  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	2,600			

#### 2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 95,900  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 96,900  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	4,555,000				4,556,000			